

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案参照条文

目次

- 一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）（抄）
- 二 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）
- 三 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）
- 四 気候変動に関する国際連合枠組条約（平成六年条約第六号）（抄）

一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）（抄）

（証券による基金への出資）

第五条 政府は、第三条第一項の規定により基金に出資する本邦通貨に代えて、その一部を基金通貨代用証券（国際通貨基金協定第三条第四項の規定に基づき、本邦通貨に代えて基金に交付する国債（日本銀行が買い取ったものを含む。）をいう。以下同じ。）で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、外国為替資金特別会計の負担において、必要な額を限度として基金通貨代用証券を発行することができる。

3 前項の規定により発行する基金通貨代用証券には、利子を付けない。

4 第二項の規定により発行する基金通貨代用証券は、第七条第一項の命令に従い買い取る場合を除く外、何人も、基金から譲り受けることができない。

5 第二項の規定により発行する基金通貨代用証券の交付価格は、額面百円につき百円とする。

（基金に出資した証券の償還）

第六条 政府は、基金から前条第一項の規定により基金に出資した基金通貨代用証券の全部又は一部につき償還の請求を受けたときは、直ちにその償還をしなければならない。

（基金に出資した証券の買取り）

第七条 政府は、第五条第一項の規定により基金に出資した基金通貨代用証券につき償還の請求を受けた場合において、当該償還の請求を受けた時に基金がその一般会計の一般資金勘定において保有する本邦通貨及び基金通貨代用証券（償還の請求を受けたものを除く。）の額の合計額が第三条第一項の規定により基金に出資した本邦通貨及び第五条第一項の規定により基金に出資した基金通貨代用証券の額の合計額に満たないときは、日本銀行に対し、その差額に相当する金額の範囲内において、当該償還の請求を受けた基金通貨代用証券の全部又は一部を基金から買い取ることを命ずることができる。

2 前項の規定により日本銀行が買い取った基金通貨代用証券（これを借り換えたものを含む。）を償還するため、政府は、外国為替資金特別会計の負担において、必要な額を限度として基金通貨代用証券を発行し、日本銀行に対し、これを買取することを命ずることが

できる。

3 政府は、前二項の命令に従い日本銀行が買い取った基金通貨代用証券については、第五条第三項の規定にかかわらず、日本銀行が買い取った日から利子を付け、及び償還期限を定めることができる。

4 前項の場合において、当該基金通貨代用証券の償還期限及び利率は、第一項又は第二項の規定により日本銀行が基金通貨代用証券を買い取った日の現況による他の国債の発行条件に準じて、財務大臣が定める。

(国債による銀行への出資等)

第十条 政府は、第三条第一項の規定により銀行に出資する本邦通貨に代えて、その一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 第五条第三項から第五項までの規定は、前項の規定により発行する国債について、第六条の規定は、第一項の規定により銀行に出資した国債について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第四項中「第七条第一項」とあるのは「第十条第四項」と、「基金」とあるのは「銀行」と、第六条中「基金」とあるのは「銀行」と読み替えるものとする。

4 政府は、第一項の規定により銀行に出資した国債につき償還の請求を受けた場合において、緊急やむをえない理由があるため又は償還財源に不足があるため当該請求に係る金額の全部又は一部の償還を行なうことができないときは、日本銀行に対し、政府が償還を行なうことのできない金額に相当する額に限り、当該国債を銀行から買い取つて償還を命ずることができる。

5 第七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により日本銀行が買い取つた国債について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十条第四項」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、第二項の規定により発行する国債（第四項の規定により日本銀行が買い取つたものを含む。次項において同じ。）に関し必要な事項は、財務大臣が定める。

7 第二項の規定により発行する国債については、特別会計に関する法律第四十二条第二項の規定は、適用しない。

二 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）

(他業の禁止)

第四十三条 日本銀行は、この法律の規定により日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行ってはならない。ただし、この法律に規

定する日本銀行の目的達成上必要がある場合において、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

三 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（一般会計からの繰入れの特例）

第四十二条（略）

2 前項の場合において、国債（一般会計の負担に属する公債及び借入金（政令で定めるものを除く。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）の償還に充てるために繰り入れるべき金額は、前年度期首における国債の総額の百分の一・六に相当する金額とする。

3～5（略）

四 気候変動に関する国際連合枠組条約（平成六年条約第六号）（抄）

第十一条 資金供与の制度

1 贈与又は緩和された条件による資金供与（技術移転のためのものを含む。）のための制度についてここに定める。この制度は、締約国会議の指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。締約国会議は、この条約に関連する政策、計画の優先度及び適格性の基準について決定する。当該制度の運営は、一又は二以上の既存の国際的組織に委託する。

2 1の資金供与の制度については、透明な管理の仕組みの下に、すべての締約国から衡平なかつ均衡のとれた形で代表されるものとする。

3 締約国会議及び1の資金供与の制度の運営を委託された組織は、1及び2の規定を実施するための取決めについて合意する。この取決めには、次のことを含む。

(a) 資金供与の対象となる気候変動に対処するための事業が締約国会議の決定する政策、計画の優先度及び適格性の基準に適合していることを確保するための方法

(b) 資金供与に関する個別の決定を（a）の政策、計画の優先度及び適格性の基準に照らして再検討するための方法

(c) 1の規定する責任を果たすため、当該組織が締約国会議に対し資金供与の実施に関して定期的に報告書を提出すること。

(d) この条約の実施のために必要かつ利用可能な資金の額について、予測し及び特定し得るような方法により決定すること、並びにこの額の定期的な検討に関する要件

4 締約国会議は、第一回会合において、第二十一条3に定める暫定的措置を検討し及び考慮して、1から3までの規定を実施するた
めの措置をとり、及び当該暫定的措置を維持するかしないかを決定する。締約国会議は、その後四年以内に、資金供与の制度について
検討し及び適当な措置をとる。

5 先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、この条約の実施に関連する資金を供与することができる
ものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。